

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年4月1日
水 俣 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 の重複と 有無			
○				水俣市市渡瀬	無	令和8年度～令和12年度	市渡瀬地域活動組織	